

# クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

平成14年10月21日

条例第45号

クリーニング所において講ずべき措置に関する条例をここに公布する。

クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第3条第3項第6号の規定による営業者がクリーニング所において講ずべき措置は、次に掲げるとおりとする。

## （１） 一般的措置

- ア クリーニング所は、住居その他のクリーニング所以外の用途に供する施設と壁等により明確に区画し、かつ、クリーニング所以外の用途に使用しないこと。
- イ 床（洗い場の床を除く。）は、板又は不浸透性材料で仕上げること。
- ウ クリーニング所内の採光又は照明及び換気は、十分に行うこと。
- エ 洗濯物の収納容器又は収納設備は、毎月１回以上消毒すること。
- オ ねずみ及び衛生害虫の駆除を行うこと。

## （２） 洗濯物の処理を行う施設における措置

- ア 施設内は、仕上場及びそれ以外の用途に供する場所に区分し、それぞれ洗濯物の処理に応じた適当な広さを有すること。
- イ 洗い場の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から50センチメートルの高さまで不浸透性材料で腰張りすること。
- ウ 溶剤、洗剤、薬品、蒸留残さ物等を安全に保管する設備を設けること。
- エ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、排液を適正に処理するため、排液処理装置を設置し、排液の濃度を常に管理すること。
- オ テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、溶剤蒸気回収装置を設置すること。
- カ 仕上作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。

## （３） 受取及び引渡しを行う施設における措置

- ア 受取及び引渡しを行うために十分な広さを有すること。
- イ 対面して受取及び引渡しを行う施設にあっては、適当な広さの受渡台を備えること。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年１月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 本則第２号のオの規定は、施行日以後に新設されるテトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械について適用する。